



「新羅村落文書」に記された村の比定地

—西原京所属の村（いわゆるD村）の検討—

村上 菜菜

Proposed locations of villages recorded in the Silla Village Register

MURAKAMI Nana

Research Institute for the Dynamics of Civilizations, Okayama University, Okayama Prefecture, 700-8530, Japan

Abstract The Silla Village Register is a fragmentary record from the Unified Silla period that details the economic conditions of villages under the jurisdiction of small capitals (小京) and local counties (郡/県). In analyzing this register, it is essential to consider the geographical conditions of the locations; however, the exact locations of the villages have long remained unidentified in previous studies. Therefore, this study builds on the readings proposed by Choi Kyōng-sŏn (최경선) and examines official histories and geographical texts from the Chosŏn dynasty, as well as topographic maps from the early 20th century. As a result, this paper proposes a concrete candidate for the location of one of the four villages under the jurisdiction of Sŏwŏn-gyŏng (西原京), commonly referred to as Village D. It has been clarified that Village D can be read as "西原京□椒子村" and it is highly likely to correspond to present-day Chojŏng-ri, Naesu-ŭp, Heungdeok-gu, Cheongju City (清州市清原区内秀邑椒井里). It was also found that Village D's characteristic of having few rice paddies and a high proportion of upland field cultivation closely matches the actual local geographical conditions, which are characterized by limited water resources.

Keywords Silla Village Register, Unified Silla, village history, Sŏwŏn-gyŏng

はじめに

正倉院所蔵「新羅村落文書」（以下、村落文書と略す）〈図1〉は、正倉院中倉に納められていた華嚴経論帙の布心に糊付されていた断簡で、統一新羅時代における小京・郡県下の村の人口や地目別の土地面積などが記録されている。

作成年については、文書に書き込まれた「乙未年」が指標となり、755年作成説・815年作成説をはじめ様々な見解が提示されてきたが、近年では尹善泰氏の695年説が有力視されている。尹氏が初めて695年説を提

起したのは1995年のことで¹⁾、2000年の博士論文においてはさらに論旨を整理している²⁾。尹氏が指摘した論拠はいくつかあるが、なかでも重要であるのが村落文書に見える「壹月」という表記である。

氏は「壹月」の記載が、則天武后の時代に中国で採用された周正（周暦）に依るものであるとした。載初元（689）年正月、唐では、旧来の11月を正月、12月を臘月、正月を1月と称することを定め、その後、久視元（700）年に至って旧に復した³⁾。『三国史記』新羅本紀・孝昭王4（695）年条には、新羅がこの周正を採用した記録が載り、同9（700）年条には再び1月を正月の表記に戻

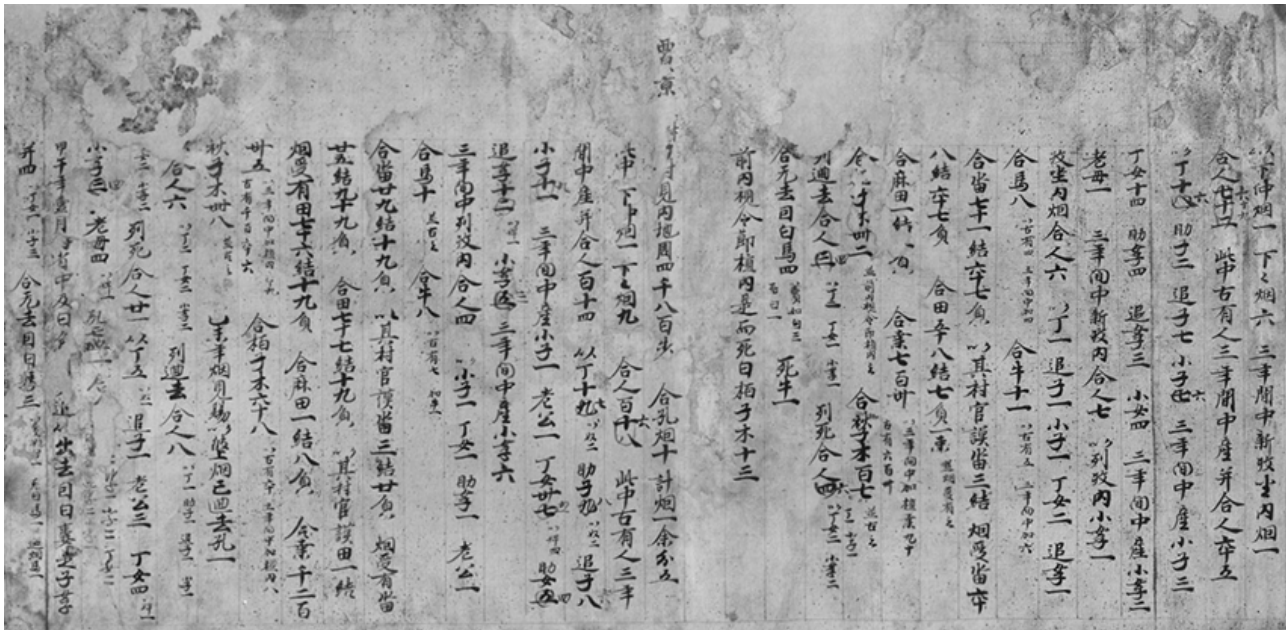


図1 新羅村落文書 (b 断簡)

したことが記されている⁴⁾。すなわち、村落文書の「壹月」という表記は、695～700年の間に書かれたことを示している⁵⁾。

尹氏はその後も、本文書に記された「妻」が特異な異体字であることに着目し、古代東アジアの諸史料における「妻」の字体を調査することで、さらに自説を補強した⁶⁾。尹氏の695年説は、12世紀に編纂された『三国史記』の記事との照合から導きだす従来の方法とは異なり、村落文書がもつ特徴的な表記や字体に根拠を見出した点で説得力を有する⁷⁾。尹氏の説に対しては、金寿泰氏・李仁哲氏・木村誠氏による批判があるが、いずれの批判にも反論の余地がある⁸⁾。現在のところ、本文書は三国統一戦争後の唐との戦乱が終結した、7世紀末における新羅の地方支配や村落の実態を示す史料として位置づけるのが穏当であろう⁹⁾。

加えて本稿では、村落文書に記された村の現地比定に関しても、韓国で重要な見解が出されていることに注目したい。先行研究において、本文書の村の比定地は長らく未詳であったが、2021年にチェ・ギョンソン(최경선)氏が釈読の再検討を通じて、4村のうちの1村、西原京所属の村(いわゆるD村)について具体的な比定地案を提出した¹⁰⁾。

村落文書に記された村の現地比定も、分析のための重要な基礎作業である。村ごとに村周や土地項目別の面積が詳細に記されたからには、現地の地勢を踏まえた追究

が不可欠となる。比定地に即した分析により、新羅の村落の存在形態、さらには地方行政組織と村落の關係に具体的に迫ることが可能となるだろう。

本稿では、チェ氏の研究を紹介するとともに、筆者なりに補足を加え、氏の見解の蓋然性が高いことを確認する。ついで、比定地の地勢と文書の内容が対応関係を示すのかを検討することで、さらに氏の見解を補強する。また行論の過程では、村落文書に記録された土地項目を分析し、7世紀末における新羅の地方統治と村落の關係について若干の見通しを述べることにする。

新羅の村落を追究する研究は、古代朝鮮半島における基礎的な社会構造の特徴を把握するものであり、さらには日本列島と比較することで、日本の古代社会像を相対化することにも繋がる。本稿はその前提作業にあたるものである。

1、D村の名称と比定地をめぐって

(1) 村落文書の概要

本節では、現地比定を行う前段階として、村落文書の概要を確認しておく¹¹⁾。

村落文書は2片5張の断簡からなる。断簡2片は、経帙の布心を挟むように、それぞれ文字が書かれた面を内側に貼られていた〈図2〉。すなわち現状では、断簡の裏面(文字の書かれていない白紙面)が露出している。経帙の表面の左上(一方の断簡の裏面)には、「華

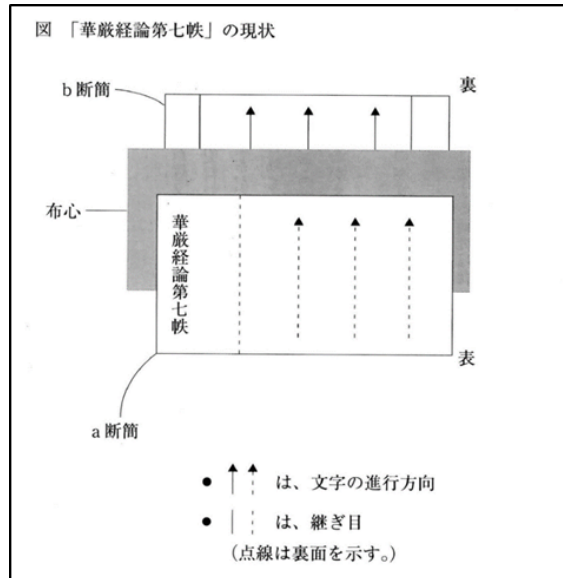


図2「華嚴經論第七帙」の現状

宋浣範「正倉院所蔵「華嚴經論帙内貼文書」（いわゆる新羅村落文書）について」（『東京大学日本史学研究室紀要』7、2003年）78頁より転載。

「華嚴經論第七帙」と墨書がある。先行研究では、「華嚴經論第七帙」が書かれた片をa断簡とし、もう一片をb断簡と呼称してきた¹²⁾。

これら2片の断簡は、記載様式（記載項目の順序）と筆跡が一致するため、同一時点で作成されたことが確実である。もともとは紙を貼り継いだ卷子状で保管されていたが、文書としての役割を終えて反故となった後、必要な分だけが切り取られ、経帙の内貼として再利用されたのであろう¹³⁾。ただし、a断簡とb断簡は記載内容が連続しておらず、両者の間には少なくとも1片以上の紙が存在したとみられる。

村落文書の大きな特徴に、界線の引き方が挙げられる。a断簡とb断簡はともに界線が3本あり、上下端に1本ずつ、残る1本は上端線から5cmほど下に引かれている。上端線と中線の間に地方行政組織名と村名を記入し、中線と下端線の間に各村の情報を列記している。村落文書はそれぞれの村名が視覚的に目立つように書かれており、

表1 各村の概況

村	村周	孔烟	計烟	人口〈男:女〉	奴婢〈男:女〉	馬	牛	畜〈結,負,束〉	田〈結,負,束〉	麻田〈結,負,束〉	桑	栢子木	秋子木
A村	5725歩	11	4.3	147〈66:81〉	9〈2:7〉	25	22	102.2.4	62.10.?	1.9	1004	120	112
B村	12830歩	15	4.2	125〈47:78〉	7〈4:3〉	18	12	63.64.9	119.5.8	?	1280	60+?	71
C村	?	8<?	?	72〈40:32〉	0	8	11	71.67.0	58.7.1	1.?.0	730	42	107
D村	4800歩	10	1.5	118〈51:67〉	9〈4:5〉	10	8	29.19.0	77.19.0	1.8.0	1235	68	48

各村の情報にアクセスしやすい様式になっている¹⁴⁾。

続いて、文書の内容について。合計4村分の、村名および村周（村落の周りの距離）、烟（戸）数と人口、馬牛の数、地目別の土地面積、樹木の数などが載り〈表1〉、本文書は村別の集計帳というべき性格を有している¹⁵⁾。これら各項目の記録には「古有」「三年間中列加」「三年間中加」などの文言が付され、3年前の調査時からの増減も記されている。このことから、統一期の新羅において、村落文書のような記録が3年毎に作成されたことが知られている。

また村落文書には、本文とは異なる筆跡、すなわち追記が確認できる。追記は各村の烟・人に関する部分にだけ施されており、文書の完成後における烟数と人口の変動が示されている¹⁶⁾。このような追記が、いつ、どのような契機で書き込まれたのかは不明である。しかし、追記の存在は、本文書の作成段階を考える手がかりとなる。

村落文書には、「當縣」所属の村、および五小京の一つである西原京に属する村について記載され、これら本文はすべて同筆である。すなわち、「當縣」所属の村と西原京所属の村に関する記録は同一の時点でなされたわけで、村落文書は県および西原京よりも上位の行政組織で作成されたと解せる。具体的には、西原京の上位たる熊川州の行政機関が置かれた治所（現在の公州）¹⁷⁾が想定される。さらに、人口変動を記録した追記の存在を考慮したならば、村落文書は州治で作成・一時保管され、追記が施された後、王京に移管されたと考えられるべきであろう。

（2）チェ・ギョンソン氏の指摘

村落文書には、a断簡に2村、b断簡に2村、合計4村分の記録が載る。次に掲げる史料は、それぞれの村名と村周が記録された箇所を抜き出したもので、宋浣範氏と尹善泰氏の釈文から引用したものである¹⁸⁾。

・「新羅村落文書」a断簡

當縣沙害漸村見内山 **榑** 地周五千七百廿五歩

當縣薩下知村見内山 **榑** 地周万二千八百卅歩 此中

薩下知村古地周八千七百七十歩 掘加利何木杖谷

地周四千六十歩

・「同」b 断簡

西原京□□村見内地周四千八百歩

日本と韓国の学界ともに、a 断簡の「當縣沙害漸村」をA村、「當縣薩下知村」をB村、b 断簡の失名村（当村の記録は文書の切断により途中から始まっているため、村名を確認できない）をC村、西原京所属の村をD村と呼びならわしてきた。

村落文書からは3村の村名が知られるわけであるが、各村の現地比定にあたり、まず参考となるのがD村である。D村は西原京に属した村であるから、大まかに見て、西原京の比定地である現在の忠清北道清州市付近に所在したことが分かる。しかし、長らくの間、D村の名称は欠損のため釈読不能として処理されてきた¹⁹⁾。肝心の村名が不明となれば、より具体的な比定地の追究が困難であったわけである。確かに、〈図3〉を見ると、D村の名称が記された箇所、すなわち「西原京」から「村」の間の3字程度については、わずかな残画が確認できるにとどまる。



図3 D村の名称が記された箇所

ところが、「はじめに」で触れたように、チェ・ギョンソン氏がD村の再釈読を通じて、具体的な比定地案を提起した。氏は、D村が「西原京□椒子村」と釈読できること、現在の清州市清原区内秀邑椒井里に比定できる可能性の高いことを指摘したのである²⁰⁾。以下、チェ氏の論証を確認しよう。

まず、「西原京□椒子村」の「子」について、チェ氏は当該文字の残画を村落文書の別の箇所に記された「子」と比較した。チェ氏が作成した〈図4〉を見るに、D村の名称が記された箇所にも、別の箇所の「子」と類似する横線と曲線が認められる。このため、D村の村名に「子」が含まれていることは確実視できる。

次に問題となるのが、「子」の上に記されたとされる「椒」である。〈図3〉を見ると、偏が欠損しており、旁のみが確認できる状

況である。そこでチェ氏はこの旁に着目し、これを「叔」の異体字であると推定した。その上で、隋唐の墓誌銘に記された「叔」と比較し、自身の釈読に説得力をもたせた。チェ氏による〈図5〉を観察すると²¹⁾、D村の旁「叔」は縦線の右に付された点が特徴的であり、隋唐墓誌銘の「叔」にも同様の縦線と付点を確認できる。D村と隋唐の墓誌銘の「叔」は、『新版 基本五体字典』（東京堂出版、1990年）が定める行書体に近い。チェ氏が指摘するように、D村の名称には「叔」を旁にもつ字が含まれていたとみてよい。

ただし、「叔」を旁にもつ漢字は、「椒」の他にも、「俶」「淑」等がある。なぜD村の名称は「西原京□椒子村」と釈読できるのか。この点について、チェ氏は朝鮮時代の正史である『世宗実録』地理志・清州牧に「椒子所」が見えること、この「椒子所」が現在の清州市清原区内秀邑椒井里〈図6〉に比定されることを根拠に挙げ、D村を「西原京□椒子村」と釈読した。

実は、D村の「椒子村」という釈読、およびD村を椒井里に比定する案については、つとに兼若逸之氏と李仁哲氏によって試みられていた²²⁾。しかし、その後、両氏の釈読が採用されることはなかった。というのも、両氏はD村の名称に「椒」の異体字が用いられていることを明示せず、他史料の用例を提示しなかった。また、「椒子所」「椒子村」と現在の椒井里の対応関係について、

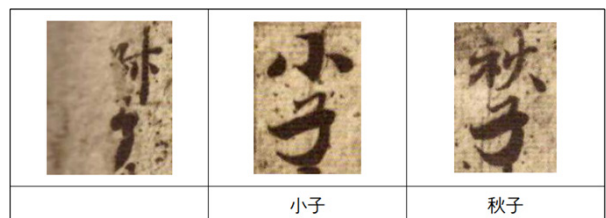


図4 「新羅村落文書」D村の未詳字と「子」字の比較



図5 「新羅村落文書」D村の未詳字と叔の異体字との比較

図4・図5ともに、チェ・ギョンソン「府を通じて見た九世紀における新羅の地方制度の改編と意味―「月光寺圓朗禪師塔碑」の事例を中心に―」（『韓国文化』94、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院、2021年）206頁より転載。

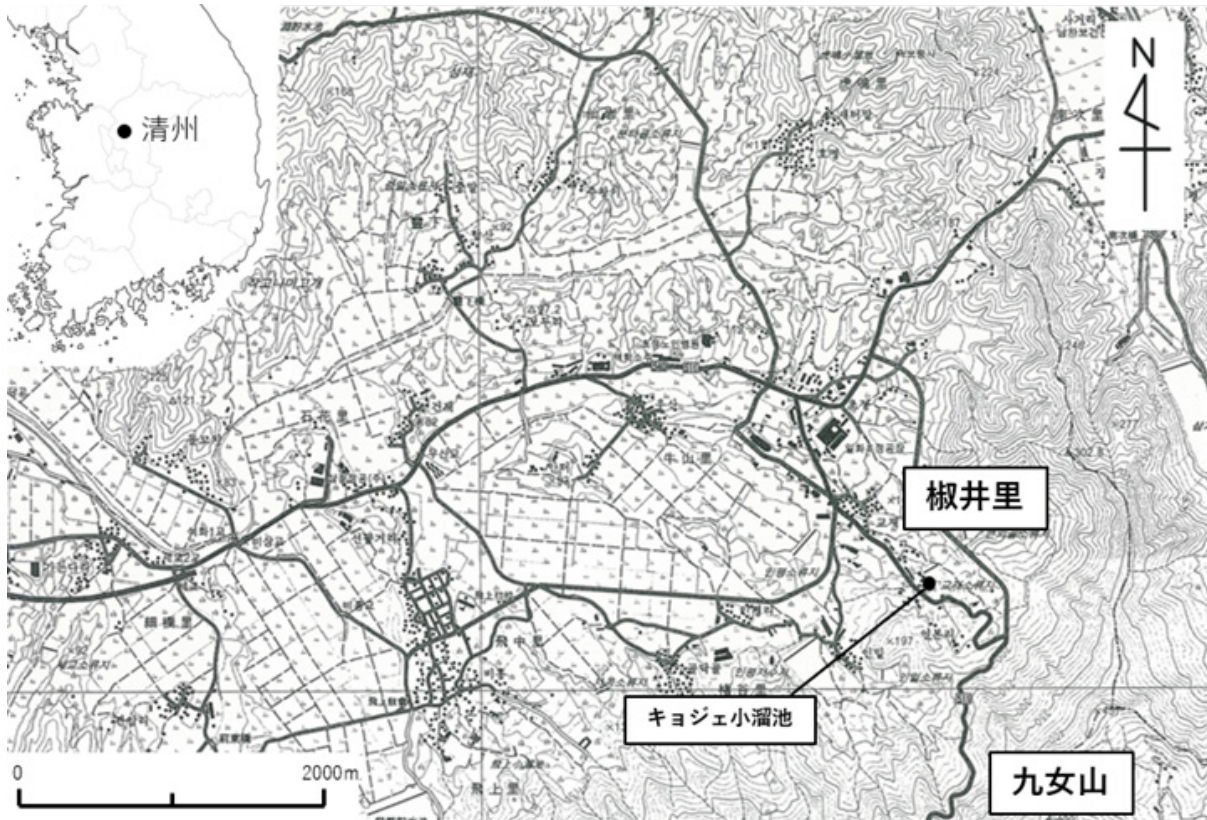


図6 2009年における椒井里一帯

2万5千分の1地形図「内秀」（国土地理情報院『新編 1:25000 地形図 第4巻』、2009年）に加筆

史料に即した論証を行わなかった。ゆえに、「椒」の釈読は広く賛同を得ることができなかったと思われる²³⁾。特に、「椒子所」「椒子村」と椒井里の説明は、D村の現地比定にあたり肝要となる。だが、チェ氏の論考においても、「椒子」と椒井の関係、村落文書におけるD村と比定地の関係について具体的な論述はない²⁴⁾。また最近、チェ氏の指摘を受け、金榮官氏が「チェ・ギョンソンが、村落文書における西原京□□□村の未判読の部分、西原京□椒子村と判読する意見に従っても無理はなく、西原京管内において椒子と関連する地名を探索すると、椒井里を第一に挙げることができるから、D村を椒井里一帯に比定するのは合理的であろう。」と述べているが²⁵⁾、ここでもやはり「椒子」と椒井の関係が曖昧である。以下では、なぜ「椒子」と椒井が結びつくのか、補足を加えていく。

（3）D村「□椒子村」と現在の椒井里

現在の地名である椒井里の椒井については、朝鮮時代後期²⁶⁾、1757～65年に編まれた官撰の地理書『輿地図書』にその名が登場する。

・『輿地図書』忠清道・清州牧・山川

椒水、一名椒井。在州東三十九里。其味如椒而冷、浴則已疾。世宗・世祖嘗幸于此。

上によれば、「椒水、一名椒井」とあり、椒水とともに椒井の地名を確認できる。椒水は州治から見て、東に39里離れた場所にあった。椒水では胡椒のような味がする冷水が湧き、浴せば病が癒えたとし、世宗（朝鮮第4代国王・在位1418～50）とその息子・世祖（朝鮮第7代王・在位1455～68）が当地に行幸したという。

この椒水は、1481年、朝鮮時代中期に王命によって編纂された『東国輿地勝覧』にも記録されており、そこには「椒水。在州東三十九里。其味如椒而冷、浴則已疾。我世宗・世祖嘗幸于此。」（巻15・清州牧・山川）とある。すなわち、『輿地図書』は『東国輿地勝覧』および忠清道から提出された邑誌を参照しつつ²⁷⁾、「椒水」の項を執筆し、その際に「一名椒井」を挿入したことが分かる。つまり、現在の椒井という地名は、『東国輿地勝覧』編纂の後に定着したもので、それ以前は椒水と称されていたわけである。

筆者は、椒井の由来が椒水のそばに設けられた「椒井院」とであると考えている。1530年に編纂された『新增東国

輿地勝覧』巻15・清州牧・駅院の項には、「椒井院〈在椒水傍。〉」という記録がある（以下、『新增』と略す）。『新增』は、『東国輿地勝覧』のおおよそ50年後に増補を加え成立した地理誌で、先の「椒井院」の記録は『東国輿地勝覧』にはなく『新增』で増補された箇所である。『東国輿地勝覧』が成立した後、とある段階で椒水のそばに「椒井院」が設置され、これが椒井という地名に繋がったと推定できよう。

さて、『輿地圖書』と『東国輿地勝覧』がともに記すように、朝鮮時代初期には世宗と世祖が椒水に行幸した。行幸は世宗26（1444）年の春と秋のことで、同年のあいだに2回の行幸をしたことが『世宗実録』に記されている。以下の史料は、春の行幸に関する記録である。

- ・『世宗実録』103巻・世宗26年1月丁丑（27日）条²⁸
有人来啓。清州有_レ水味如_レ椒、名爲_二椒水_一、可_レ治_二諸疾_一。木川・全義県又有_二此水_一。上聞_レ之、将_レ欲_二行幸治_二眼疾_一。遣_二内贍寺尹金佺之_一、使_レ營_二行宮_一、得_二此水_一来啓者、賜_二木綿十四_一。
- ・『同』103巻・世宗26年2月乙酉（5日）条
初、遣_二前牧使金萃・前万戸柳沔・前県監鄭仲虔于清州椒水里_一、沐浴治_二眼疾_一以試_レ之。至_レ是萃等来復命曰、眼疾小差。
- ・『同』103巻・世宗26年2月戊申（28日）条
上及王妃幸_二清州椒水里_一、世子隨駕。

世宗26年1月27日、清州に「椒水」と呼ばれる、あらゆる疾病を治す水があるという報告があった。そこで世宗は目の病気を治したいと、内贍寺尹金佺之を遣わし行宮を造営させるようにした。さらに翌月、前牧使金萃らを清州椒水里に派遣し、椒水の効能を調査させた。金萃らは、目の病気に少し効能があるようだとして世宗に回答した。これを受け、世宗は王妃とともに椒水里に行幸し、世子も同行したとある。その後、世宗は同年3月2日から4月30日までの58日間、椒水里に滞在した。

椒水里と椒子の関係をめぐっては、世宗と臣下が椒水行幸の進賀について議論している次の史料が参考となる。

- ・『世宗実録』103巻・世宗26年3月丙辰（6日）条
右議政申概率_二扈從臣僚_一詣_二行宮_一、称_レ賀曰、列子曰、壺領頂有_レ口、名曰_二滋穴_一。有_レ水湧出、名曰_二神漢_一。臭過_二椒蘭_一、味過_二醪醴_一。権徳輿記靈泉曰、噴若_二玉寶_一、泄若_二瑤池_一、淨如_二醍醐_一、瑩如_二琉璃_一。又光武時、醴出_二京師_一、飲者痼疾皆愈。今此椒水臭味、與_二古文所_レ載_一近似、不_レ勝_二懽懽_一。上曰、此水果與_二醴泉_一相似。然考_二諸地理志_一、清州之地有_二椒子所_一、則此水非_二始出_一於今時也。卿等勿_レ賀。外方聞_レ之、亦必視_二此_一而来賀矣。毋_レ令_二外方進賀_一。

右議政申概は、『列子』湯問篇に載る神漢、唐代の詩

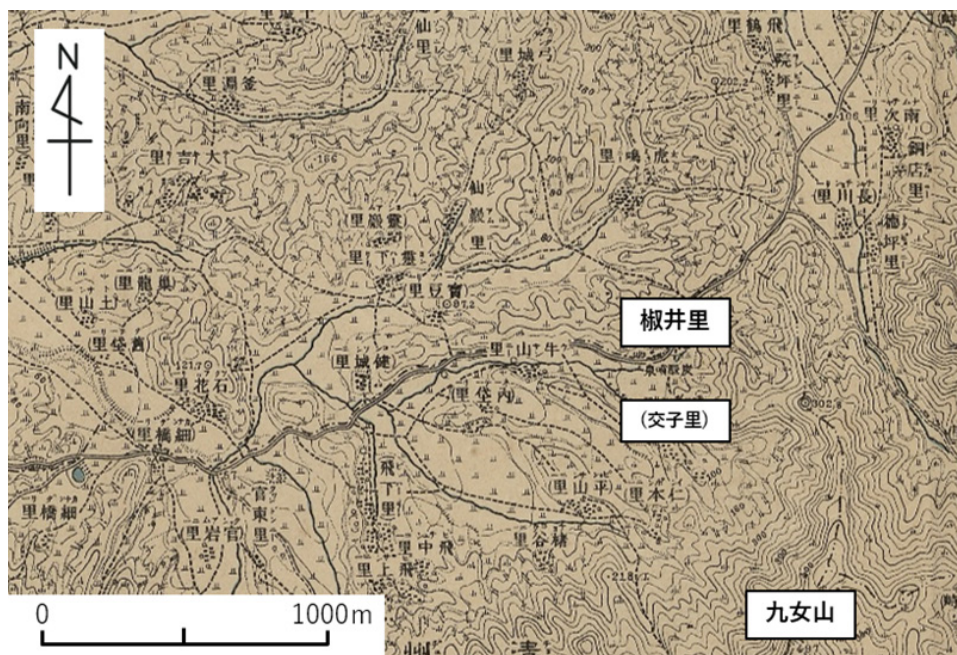


図7 1914年における椒井里一帯
5万分の1地形図「清安」（1914年測図、1916年製版）に加筆

人である権徳興の「會稽虛上人石帆山靈泉北陽記」（貞元3〈787〉年）を引き²⁹⁾、ついで後漢のとき京師で湧出したという醴泉を挙げつつ³⁰⁾、椒水の臭味もこれらの歴史上著名で、かつ病気に効能ある水と似ていると称賛した。これに対し世宗は、椒水が今初めて湧き出したものではないし、八道の聞くところとなれば必ずや来賀するから、申概をはじめ臣下たちは祝賀することがないようにと命じた。このとき世宗は、椒水の湧く当地が「諸地理志」の「椒子所」にあたるからという見解を述べており注目される。すなわち、「椒子」という地名が朝鮮時代初期より遡ることが判明するのである。

さらに、『世宗実録』149巻・地理志・忠清道・清州牧に、「所二、椒子〈古作「椒子銀所」〉、背陰〈古作「押音銀所」〉。」と見えることも注意される。高麗時代において、郡県制の整備に伴い特別行政区画たる郷・所・部曲が設置されたことを踏まえれば³¹⁾、「椒子所」は高麗時代にも遡ると判断するべきである。

これらの点に鑑みつつ、『新增』と『輿地圖書』の清州牧の項を通覧すると、「椒」が付く地名は椒水のほかには確認できない。したがって、「椒子」と椒水は、一致する場所と考えるのが妥当である³²⁾。

ちなみに、20世紀前半には椒井里の南西に交子里という地名が隣接していた³³⁾〈図7〉。しかし、1914年の行政区域廃合政策により、交子里と椒井里は合併され、その後は椒井里の地名のみが残ったことが知られている³⁴⁾。この交子里については、『輿地圖書』清州牧の山外一面の項にも校子里としてその名を確認でき（「交」と「校」は韓国語でも発音が同一）³⁵⁾、朝鮮時代後期に遡る地名である。史料上におけるこれ以上の追究は不可能であるが、少なくとも、近代に合併される以前の椒井里の場所に、かつての「椒子」、および椒水里が存在したことは間違いなからう。

以上の検討を通じて、D村の「叔」を旁にもつ漢字は、「椒」であると判断して問題がないことが分かる。D村の名称は「西原京□椒子村」と釈読すべきであ

り³⁶⁾、その位置は現在の清州市清原区内秀邑椒井里にあたるとみてよい。ただし、「西原京」と「椒子村」の間の一文字については、わずかな墨痕が確認できるが不明とせざるをえない。

2、D村の比定地と記録内容の比較

〈表1〉は、村落文書における4村の記録を項目別に整理したものである。C村については欠落のため一部確認できない項目があるが、村周・人口・馬牛・畝田をはじめ各村の生産力を示す数値が記録され、それらは村ごとに実に多様であることが窺える。このように各項目の数値が多様であるのは、本文書が村落の実態にもとづき記録されたことを示唆するが、この点は村落文書から読みとれるD村の特徴と、比定地の地勢を比較することで裏付けられる。

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
含无	井四〈以丁女一 小子三〉 含无因白馬三〈以賣如白一 死白馬一 廻烟馬一〉	甲午年壹月□省中及日□□追以出去因白妻是子李	小亭三 老母四〈以婢二〉 孔亡廻一合人十一〈以丁二 助子一 小子二 丁女二 助李二 追李一 小亭二〉	以合人六〈以丁二 丁女二 小亭二〉 列廻去合人八〈以丁一 助子一 小子二〉	秋子木冊八〈並古之〉 乙未年烟見賜以彼上烟亡廻去孔一	卅五〈以三年間中加植内六十九ノ古有千百六十六〉 合植子木六十八〈以古有六十三年間中加植内八	烟愛有田七十六結十九負 合麻田一結八負 合泰二百	廿五結九十九負 合田七十七結十九負 以其村官謨田一結	廿五結九十九負 以其村官謨田三結廿負 烟愛有畝	合畝廿九結十九負 合年八〈以古有七 加牛一〉	合馬十〈並古之〉 合年八〈以古有七 加牛一〉	三年間中列取内合人四 以小子一 丁女一 助李一 老公一	追李十二〈以婢二〉 小亭五 三年間產小亭六	小子十一 三年間中產小子一 老公一 丁女卅七 助女五 助子八 六	間中產并合人百十四 以丁十九〈以奴二 助子九 以奴二 追子八 六	此中下仲烟一 下々烟九 合人百十八 此中古有八三年	西原京□椒子村見内地周四千八百歩 合孔烟十 計烟一余分五

図8「新羅村落文書」b断簡・D村の箇所（16～33行）

※□は判読不能な文字。網掛けの文字は推定。〈〉内は割注。〔 〕は、字数が不明な部分。○およびゴチックは追記。点線は継ぎ目である。宋浣範氏の釈読を参照しつつ作成したが、筆者で一部改めた。

(1) 村落文書から読みとれるD村の特徴

まず、村落文書の内容からD村の特徴を確認する。

〈表1〉および〈図8〉³⁷⁾における引用を見ながら、各村間での数値を比較していくと、以下の2点についてD村の大きな特徴を指摘できる。

第一に、D村は下等級の烟で占められ、計烟の数値も低い。D村の冒頭に見られるように、村落文書はまず村名と村周を記した後、孔烟の総数、計烟の数値、等級別の烟数を順に記録している。孔烟の合計は等級別の烟数の合計と一致するため、孔烟とは烟を指す用語である³⁸⁾。さらに、これら烟は「下仲烟」「下々烟」というように、九等(上上～下下)に区分され等級が付されている。同時期の唐と同様、新羅でも九等戸制が施行されていたことが知られる。新羅における九等戸の設定基準については、人丁基準説・土地基準説・総体的資産基準説があるが、立花大輔氏が唐および日本の九等戸制を踏まえて論じたように、人丁を中心として、資産も加味しつつ烟の等級を設定したとする総体的資産基準説が妥当であろう³⁹⁾。

つぎに、計烟とは「等級ごとに一定の基本数が設定され、その基本数に該等級の孔烟数を掛けあわせ、そうして出た各等級の数を合計したもの」と考えられている⁴⁰⁾。すなわち、計烟は九等戸制と密接に関連していた。等級別の基本数について、虎尾俊哉氏は、下下烟が1／6、下仲烟が2／6というように、6を分母とする分数を基本数とした。さらに氏は、それを該当の烟数と掛

表2 各村の九等戸の構成

村	仲下烟	下上烟	下仲烟	下々烟	三年間中 収坐内烟	合計 (孔烟)	計烟
A村	4	2	0	5	0	11	4.3
B村	1	2	5	6	1	15	4.2
C村	?	?	1	6	1	8<?	?
D村	0	0	1	9	0	10	1.5

けて求めた数値を帯分数で表したものが計烟であると論じたが⁴¹⁾、そのほかにも様々な見解があり俄かに結論は出せない⁴²⁾。少なくとも言えるのは、計烟が各烟の等級と密接に関わり、各村の生産力を表すと同時に、賦課に関わる重要な数値であったという点である⁴³⁾。

ここで他村の計烟を見ると、D村の「一余分五」に対し、A村B村は「四余分三」「四余分二」(C村は記載欠落)と数値が高い。さらに、各村の九等戸構成を整理した〈表2〉によれば、D村は計10烟のうち、下仲烟が1烟のみで、残り9烟はすべて下下烟で占められている。これら計烟や九等戸の構成から、A村B村とD村の間には格差が存在し、D村の生産力は劣っていたことが指摘できる⁴⁴⁾。

第二に、D村は他村に比べて畚の面積が突出して少ない。村落文書における土地の記載方式は、まず畚・田・麻田に大別し⁴⁵⁾、ついで畚と田に関しては「烟受有」とそれ以外に区別し記録している(〈図8〉23～25行)。

「烟受有畚」「烟受有田」は国家から烟に授受された畚・田と解せるが、各村の烟受有畚・田には烟数や丁数などとの相関関係が認められず、一定の基準で支給され

表3 各村の土地構成

村	畚〈結・負・束〉				田〈結・負・束〉			麻田 〈結・負・束〉
	合計	烟受有	烟受有以外		合計	烟受有	烟受有以外	
			村官謨畚	内視令畚			村官謨田	
A村	102.2.4	94.02.4(92%) ※うち、 19.70.0は村主	4.0.0(4%)	4.0.0(4%)	62.10.?	62.10.?	0.0.0	1.9
B村	63.64.9	59.98.2(94%)	3.66.7(6%)	0.0.0	119.5.8	119.5.8	0.0.0	?
C村	71.67.0	68.67.0(96%)	3.0.0(4%)	0.0.0	58.7.1	58.7.1	0.0.0	1.?.0
D村	29.19.0	25.99.0(90%)	3.20.0(10%)	0.0.0	77.19.0	76.19.0(99%)	1.0.0(1%)	1.8.0

たものとは考え難い。吉田孝氏が説くように、王土思想のもと、村民による開墾地が「烟受有」と観念されたもので⁴⁶⁾、実質的には村民の私有地であったと理解するのが一般的である⁴⁷⁾。

他方で、本文書は「烟受有」ではない土地として「其村官謨畚」「其村官謨田」と「麻田」、および「内視令畚」(A村のみ)を記すが、これらについては新羅国家と村落の関係を追究する視角から後に言及する。

〈表3〉を見てみよう。この表は各村の土地構成を整理したものである。4村のなかでも、D村の畚面積が最も小さい。A村とD村の村周はそれぞれ5725歩と4800歩で大きな差はないが⁴⁸⁾、畚の面積はA村の102結に対し、D村は29結にとどまっている。またD村では田が全土地面積の約7割を占めており、他村と比較して、田の比重が特に大きいという特徴が確認できる。A村のように畚が6割を占める土地は水利が安定していたことを示唆する一方で、D村は水利条件に恵まれない地勢を有していたと推測される。

(2) 比定地の地勢からみたD村の特徴

本節では、D村の比定地である椒井里一帯の地勢を確認し、前節で指摘したD村の特徴との対応関係を検討する。

椒井里〈図6〉は、1907年7月に日本の事業家により椒井薬水の源泉付近が買収され、1919年8月には中原炭酸工場が建設され、一部が近代に工場化した⁴⁹⁾。現在では、世宗の行幸に由来する観光施設「椒井行宮」が設置され、公園や駐車場などが整備されている。しかし、『地名誌』(忠清北道、1987年)が解説するように、かつての椒井里一帯は山地に囲まれた地勢であった。椒井里の東方には九女山(海拔484m)が聳え、この西斜面の谷地に集落が形成されていたという⁵⁰⁾。1914年に朝鮮総督府臨時土地調査局が作成した5万分の1地形図「清安」〈図7〉を参照すると⁵¹⁾、椒井里は山峡に位置し、狭隘な平地と山地から成る地勢であったことを確認できる。現在もこの谷地に民家や耕地が営まれている景観を見ることができる。

水利状況に目を向けると、当地は清州地域の主要河川である美湖川から約10kmも離れ、周囲に水田耕作に適する河川は存在しない。現在、農業用水として利用されている「교재소류지(キョジョエ小溜池)」も、1960～70年代に造営されたものである⁵²⁾。今日ではこの溜池よ

り低地に水田が、それより高い土地で畑が広がる景観を見ることができる。以上より、椒井里の地は、古くから自然河川による水利に恵まれない場所であったと判断できる。

前節では、D村の特徴として、土地面積の約7割を田が占め、陸田経営の比重が4村のなかで最も高かったことを指摘した。この水利条件の悪さは、D村の比定地である椒井里の地勢とよく合致する。

D村の土地項目について、さらに指摘しておきたいことがある。「其村官謨畚」と「麻田」は4村すべてに設定されている土地項目である〈表3〉。「其村官謨畚」の面積を見ると、A村では約102結のうち4結、B村では約63結のうち3結66負7束、C村では約71結のうち3結、D村では約29結のうち3結20負がそれぞれ設定されており、各村でほぼ均等に存在する。

「其村官謨畚」は、村人の私有地である「烟受有畚」とは異なる土地項目として記録されているため、「国家ないし王室に属する土地」とする見解や⁵³⁾、「地方官庁の公廨田」とする意見がある⁵⁴⁾。具体的な用途は不明だが、「官謨」とあるからには、村人の私有地とは別の、国家が設定した土地であることは間違いないだろう。

このような「官謨」の土地であるが、D村にのみ「其村官謨田」が設定されている点は注目に値する。村落文書によれば、D村には「其村官謨畚」3結20負に加え、「其村官謨田」が1結存在し、合わせて4結20負の「官謨」の土地があった。

つとに旗田巍氏が注目したように、「其村官謨畚」は全国の広範な村々に均等に設定されたと推測され、新羅国家の地方支配体制の特質を反映しているであろう⁵⁵⁾。ここで、椒井里の水利に恵まれない地勢、D村における田の比率の高さ、そしてD村にのみ「其村官謨田」が確認できることに注意が必要である。すなわち、新羅において、「官謨」の土地は原則として畚に設定されたが、陸田経営に比重を置くD村では、これに応じて便宜的に田が設定されたと考えられる。

「官謨」の土地面積は各村で微細な差異が認められるため、その設定は各村の具体的な状況を考慮して行われたのであろう。D村にかかる現地調査の知見からみても、各村の土地経営の実態に即した柔軟な対応が図られたと判断できる。

加えて、「官謨」の土地の設定が各村で4結前後にとどまる点は、新羅における地方統治の特質を考える上で

重要である。A村およびC村では、畓の合計面積のうち「其村官謨畓」は4%、B村では6%に過ぎない。D村においては、畓のみを対象とすれば、その合計面積のうち「其村官謨畓」1結は10%を占めるが、畓と田の合計面積にもとづいて考えれば、官謨畓・田の負担は約4%に概算できる。このように、新羅では「官謨」の土地を各村に広く、かつ薄く設定する方針が採られていたと推定できよう。なお「麻田」については、麻布の収取に係る土地であったとみられるが、これも概ね2結弱が均等に設定された可能性が高い。

とはいえ、D村では「其村官謨畓」が全体畓面積の約10%を占め、その設定率は決して低いわけでない。「官謨」の土地が国家収取と関わるのであれば、1割の負担は大きく、そのような収取はD村の再生産を妨げることになる。ゆえに、「官謨」は収取を目的としたものではなく、何らかの優遇措置がとられた土地であった可能性がある。

7世紀末の新羅では、統一的な領土支配を目指し、旧高句麗領・旧百済領を含めて、地方を把握・統治しようとする政策が打ち出されていた⁵⁶⁾。西原京も、もともとは百済領であった。「官謨」の設定は、この時期における新羅の国家体制と関連するであろう。新羅国家は地域の末端にある村々に「官謨」の土地を設定し、各村にも公権力が及ぶことを示そうとしたのではないか。

とすれば、7世紀末の朝鮮半島の村落は極めて地縁的な存在であったといえる。新羅は、地縁にもとづく村落を基準として行政の末端単位を設定し、また同時に村落文書の作成を通じ、村単位に人口動態や土地の経営状況を把握した。さらに、村毎に「官謨」の土地を設定し、各村落の農業生産を統制しようとしたと推定される。すなわち、当該期の新羅は村落社会の秩序を基盤としつつ、末端の村々までにも公権力を及ぼすことで、地方統治を推進したといえよう⁵⁷⁾。

新羅が各村を詳細に把握しようとした点と関連して、D村が西原京の境界に位置していたことも確認しておきたい。椒井里は現在、清州市の東北端に位置し、九女山を東北側に越えた先は忠清北道曾坪郡曾坪邑に至る。曾坪郡の北東部に道安面という地名があるが、これは『三国史記』地理志に記録される、漢州黒壤郡の領県たる都西（道安）県の比定地である⁵⁸⁾。現在において、椒井里と曾坪郡は九女山によって分かれた行政区画を異としているが、統一新羅時代も同様で、椒井里の地は熊州西原

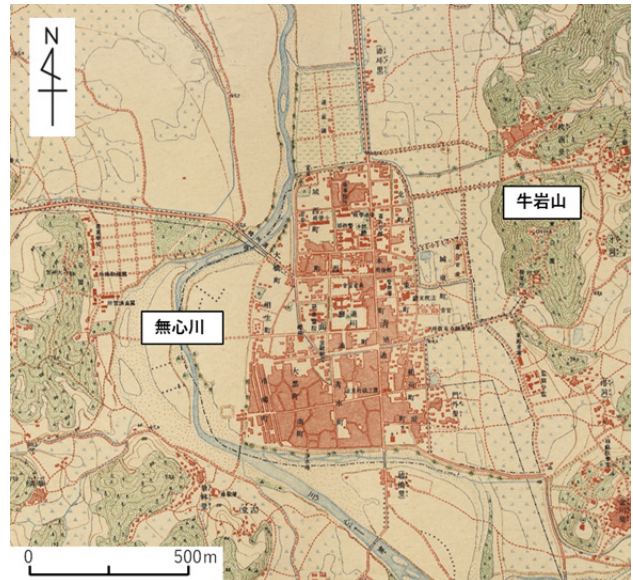


図9 西原京の比定地

1万分の1地形図「清州」（1917年測図、1917年製版）に加筆。図7・9ともに、韓国・国立中央博物館のホームページ内、「朝鮮総督府博物館地図」で公開されている地形図をダウンロードし、加工したものである。

<https://www.museum.go.kr/modern-history/map.do>（最終閲覧：2025年5月7日）

京所属であったが、曾坪郡の地は漢州黒壤郡に属していた⁵⁹⁾。つまりD村は、西原京の境界に位置していた。

西原京の治所から見ても、D村はやや距離が離れた場所にあった。『三国史記』巻8・新羅本紀8・神文王5年（685）3月条には「置西原小京、以阿浪元泰為仕臣。」とあり、村落文書の作成年が695年であるならば、西原京はその10年ほど前に設置されたことになる。新羅の五小京は平地の治所とともに外郭に防御用の山城を備えていたと考えられており⁶⁰⁾、西原京の場合、その中心地は近年発掘された統一新羅時代の遺構や遺物、地籍図で確認できる区画線を勘案して、無心川左岸から牛岩山西南側の平地に比定する説が優勢である〈図9〉⁶¹⁾。

西原京の治所が現在の清州市街地であったとするならば、当地から椒井里までは直線距離で北方20kmほど離れている。7世紀末の新羅では、このような地方行政の中心から離れた場所に所在した村落についても、その内部状況を細かく把握しようとしたわけである。

一方で、A村は地方行政の拠点に位置していたとみられ、D村とは様相を異にする。A村には「村主位畓」が存在し、これは4村のなかでも、A村のみに見られる特

徴である〈表3〉。「村主位番」の土地面積は「烟受有番」に含まれているから、村主はA村に居住する人物であることが分かり、村主にとって何らかの特権が付与された土地であったと考えられる。

新羅の村主については、6世紀以来の金石文や木簡をはじめ、史料上その職名をもつ事例は極めて限られている。それゆえ村主は、各村の有力者すべてに任命されたわけではなく、一定の範囲内における地域の有力者が選ばれたと考えられ⁶²⁾、行政機構の末端にあって文書行政に関与する官僚的な色彩の濃い役職とみられている⁶³⁾。すなわちA村は、地域における行政的拠点であったと思われる。実際にA村は、村落文書のなかでも、計烟の数値が高く、馬牛の所有数や番の面積も優位である。また、国家機構と何らかの関係があると推察される「内視令番」が、A村だけに見えることも⁶⁴⁾、周辺の村落のなかでA村が特別な位置にあったことを示唆する。

現段階でA村の比定地は不明だが、少なくともA村は水利に恵まれ、行政的拠点となりうる立地であったのであろう。このようなA村とD村の相違も、D村の比定地が判明したことで、より具体的に把握できるようになった。

おわりに

本稿では、D村が「西原京□椒子村」と釈読でき、現在の清州市清原区内秀邑椒井里に比定できるとするチェ・ギョンソン氏の研究を紹介し、あわせて朝鮮時代の地理書や20世紀前半の地形図を検討することで、チェ氏の見解を補強した。さらに、村落文書の内容と比定地の地勢の対応関係を検証した結果、両者が合致することを確認し、チェ氏の比定の蓋然性が一層高まったことを示した。

チェ氏の指摘により、村落文書の内容と比定地を突き合わせた検討が可能となった。その結果、村落文書が村落の実情を踏まえて作成されたことを、現地に即して理解できるようになったわけである。

しかし本稿は、D村の比定地を示したのみで、新羅の村落や地方統治体制について、また村落文書に記された土地項目に対して、本格的な考察が行えなかった。今後は、村落文書の丹念な分析を通じて、新羅の国家構造における村落の位相や社会的機能を解明する必要がある。そのための課題として、次の2点を挙げておきたい。

第一に、D村の村落景観の復原である。村落文書には

村周が記されており、その内部構成として烟数や人口、さらには項目別の土地面積が記されている。これらの情報にもとづき、現地の地勢と照らし合わせながら村落景観を復原することが可能となるであろう。ただしその際、新羅における土地面積表示法である結負制が、いかなる性格のもので、結が現代の地積単位で表すとどれくらいの数値であるのかを確認する必要がある⁶⁵⁾。そうした作業を経て、文字資料が比較的によく出土している清州の地域史を踏まえながら、D村の村落景観を復原することが重要となる。

第二に、金榮官氏によるB村の比定地案を検討する。金氏は、B村「當縣薩下知村」が『三国史記』金庾信伝に見える「沙羅之倅」と関連することを指摘し、さらにそれを清州市内の父母山城一帯に比定しようとの見解を出している⁶⁶⁾。金氏の見解については、さらに検証を重ねていく必要があるが、D村の他にも比定地が確定すれば、村落文書に記された村を現地に即して立体的に分析できる。

以上の2点、ならびに本文中で提示した仮説については、いずれも今後の課題として、日本列島との比較を行いながら、より体系的な研究を進めていきたい。

(付記1)「新羅村落文書」の写真は宮内庁正倉院事務所から提供を受けたものを、トリミング加工したものです。

(付記2)本研究はJSPS 科研費 JP22KJ2305, JP25K16401, の助成を受けたものです。

注

- 1) 尹善泰「正倉院所蔵「新羅村落文書」の作成年代—日本の『華嚴經論』流通状況を中心に—」(『震檀学報』第80号、1995年)。
- 2) 尹善泰『新羅統一期王室の村落支配—新羅の古文書と木簡の分析を中心に—』(ソウル大学校博士学位論文、2000年)。
- 3) 『旧唐書』巻6・本紀・則天武后・載初元年正月条。『同』巻6・本紀・則天武后・正暦3年10月甲寅条。
- 4) 『三国史記』巻8・新羅本紀8・孝昭王4年条。『同』巻8・新羅本紀8・孝昭王9年条。
- 5) そのほか尹氏は、華嚴經論帙が正倉院に収蔵されるまでの過程を追究することで、村落文書の作成年を695年に比定した。1995年における尹氏の研究は、宋浣範氏によって日本の学界に紹介されている(宋浣範「正倉院所蔵「華嚴經論帙内貼文書」(いわゆる新羅村落文書)について」、『東京大学日本史学研究

- 室紀要』第7号、2003年)。あわせて、尹善泰「新羅村落文書研究の現状」(新川登亀男・早川万年編『美濃国戸籍の総合的研究』所収、東京堂出版、2003年)も参照されたい。
- 6) 尹氏は、村落文書の「妻」が「事」の下に「女」を置く独特な字体であることに着目した。同様の字体が中国南北朝時代、特に北朝で流行していたことを明らかにしつつ、新羅では6世紀の金石文に現れる「妻」はすべて〈事の下に女〉だが、719年や720年の銘文における「妻」は楷書体で書かれていると指摘し、本文書の作成年を755年・815年とする説を批判した(尹善泰「『新羅村落文書』中の「妻」の書体—文書の作成年代と関連して—」、韓国木簡学会編『木簡と文字』第18号、2017年)。
- 7) 最近、尹氏は村落文書の年代比定に関する自説を、尹善泰「『新羅村落文書』の作成年代に関する総合的考察」(『韓国古代史探究』第42輯、2022年)で総括している。
- 8) 金寿泰氏と李仁哲氏は、村落文書のなかに則天武后の周正に即した表記を確認できるならば、則天文字17字が全く見えないのは不審であると批判した(金寿泰「新羅村落帳籍研究の争点」『韓国古代史研究』21、2001年、15頁。李仁哲「新羅村帳籍に対するいくつかの論議」、『同』、77～78頁)。しかし植田喜兵成智氏が論じるように、新羅と日本ともに、即天文字は中国の漢籍や経典を書写する過程で伝わったものである。例えば、日本における即天文字の初出は、慶雲4(707)年4月26日の紀年をもつ正倉院所蔵『王勃詩序』残巻である。原本は武周期(690～705)に中国で作成されたもので、それを書写する際に即天文字を模写したと考えられる。また新羅では、現在のところ、慶州・仏国寺の釈迦塔から出土した「無垢淨光陀羅尼經」(景德王10〈751〉年頃)が即天文字の初出と言えるが、やはりこれも原本を書写する過程で即天文字を写したのであろう。その後、新羅と日本において、則天文字は経典をはじめとする仏教関係の史料に多く確認でき、僧侶を通じて国内各地で受容・普及したと想定される(「則天文字の発明と伝播」、韓国木簡学会編『文字と古代韓国1—記録と支配—』所収、周留城出版社、2019年、281～282頁)。則天文字は、周正とは異なり、制度的に導入された形跡はなく、則天文字をもつての批判は妥当ではない。また他方で木村誠氏は、9世紀初頭にも周正が導入された可能性を述べるが(「新羅村落文書の作成年について」、同『古代朝鮮の国家と社会』所収、吉川弘文館、2004年、102頁)、9世紀における周正の導入は『三国史記』に記録がないし、9世紀になって則天武后の周正を導入した必然性は説明できていない。
- 9) 李成市「補説7 新羅村落文書と作成年」(李成市ほか編『世界歴史大系 朝鮮史1—先史～朝鮮王朝—』所収、山川出版社、2017年)113頁。
- 10) チェ・ギョンソン(최경선)「府を通じて見た九世紀における新羅の地方制度の改編と意味—「月光寺圓朗禪師塔碑」の事例を中心に—」(『韓国文化』94、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院、2021年)205～207頁。
- 11) 以下の文章は、宋注5前掲論文、および尹善泰「新羅の紙文書の現状と装幀・廃棄・再活用の過程」(『新羅史学報』50、2020年)を参照した。
- 12) a断簡には2帳、b断簡には3帳の紙が使用されている。継ぎ目は、a断簡の24～25行間に、b断簡の3～4行間と30～31行間に確認でき、いずれも順継である。宋浣範氏による写真での実測を参照すると、a断簡は縦約29・6cm、横約58cmで、b断簡は縦約29・6cm、横約60cmであるという(宋注5前掲論文、78頁)。b断簡の方がやや大きく、実際に行数もa断簡が全体で32行あるのに対して、b断簡は33行と1行多く数えられる。なお、b断簡の2紙目は完存しており、その横の長さは約51cmである。1帳の基本の法量は、縦約29・6cm、横約51cmであったと推定される。
- 13) その証左に、a断簡の1行目は空行であり、かつ継ぎ目はなく切断されている。つまり、a断簡の1帳目は完全な1枚ではなく切断されたもので、この空行の右側には欠失した部分が存在していた。
- 14) 尹注2前掲書、10頁。
- 15) 李仁哲『新羅村落社会史研究』(一志社、1996年)67頁。全徳在『韓国古代社会経済史』(太学社、2006年)230頁。
- 16) 追記については、武田幸男「新羅の村落支配—正倉院所蔵文書の追記をめぐって—」(『新羅政治社会史研究』所収、勉誠社、2022年、初出1976年)に詳しい。
- 17) 西原京が熊川州(景德王16〈757〉年に熊州と改名)に属したことは、『三国史記』巻36・雜志5・地理3・熊州の条を参照。
- 18) 宋注5前掲論文、90～91頁。尹注5前掲論文、2003年、405～409頁。
- 19) D村名は文字数も不明確として、「西原京[]村」とも釈読されることがあった。旗田巍「新羅の村落—正倉院にある新羅村落文書の研究—」(『朝鮮中世社会史の研究』所収、法政大学出版局、1972年、初出1958・1959年)418頁。李基白編著『韓国上代古文書資料集成』(一志社、1987年)32頁。武田注16前掲論文、270頁。
- 20) チェ注10前掲論文、205～207頁。以下、チェ氏の見解はすべてこれに依る。
- 21) チェ氏は、隋大業5(609)年4月立碑の「隋寧贊碑」、唐貞観11(637)年立碑とみられる「温彦博碑」、唐調露元(679)年12月立碑の「泉男生墓誌」に記された「叔」を比較対象とした。
- 22) 李仁哲注15前掲書、111頁。兼若逸之『新羅<均田成冊>の分析を通じて見た村落支配の実態』(延世大学校博士学位論文、1984年)23～24頁。
- 23) 李宇泰氏は兼若氏と李仁哲氏の「□椒子村」という釈読に問題があるとし、両氏の釈読を否定している。「新羅西原京研究の現状と課題—村落文書を中心に—」(『湖西文化研究』第11輯、1993年)68～69頁。
- 24) チェ注10前掲論文は、「月光寺圓朗禪師塔碑」(890年立碑)を主たる分析対象として、9世紀における小京から府への改編を考察するもので、その過程で西原京に言及したにとどまる。
- 25) 金榮官「新羅村落文書の西原京と村落の位置」(『韓国古代史探究』第42輯、2022年)247頁。

- 26) 朝鮮時代の時期区分は、六反田豊『朝鮮王朝の国家と財政』（山川出版社、2013年）8～9頁を参照。
- 27) 『輿地図書』は『東国輿地勝覧』の補完のために編纂され、両書の間に編目上の大きな差はないが、『輿地図書』には坊里・提堰・田結・賦税・学校の項目が追加され、より詳細な記録が備わっている。これは英祖33（1757）年～同41年にかけて本書の編纂のため各道邑誌が収集され、それら邑誌も参照されたことが反映している。李鉉淙「韓国の歴史書41『輿地図書』（韓国文化院監修『月刊韓国文化』6巻2号、1984年）43頁を参照。
- 28) 史料の傍線は筆者による。以下の史料も同じ。
- 29) 柳海松・劉波編『權徳興詩文集編年校注』（遼海出版社、2013年）104～105頁。
- 30) 『後漢書』本紀1下・光武帝紀下・中元元（56）年に、「是夏、京師醴泉涌出、飲_レ之者固疾皆愈。」とあり、『東観漢記』には「中元二年、醴泉出_二於京師_一、飲者痼疾皆愈。」（『李義山文集箋註』巻1所引）とある。唐代に劉肅によって編まれた『翰苑新書』後集上巻13・祥瑞の「醴泉」の項には、「光武本紀、京師醴泉湧出、飲者痼疾皆愈。」と見え、光武帝のときの醴泉は後に祥瑞として扱われるようになったことが分かる。
- 31) 高麗時代の「所」については、武田幸男編『新版 世界各国史 2 朝鮮史』（山川出版社、2000年）133頁を参照。
- 32) 国土地理情報院『韓国地名由来集（忠清編）』（辰韓 M & B 出版社、2015年）の「椒井薬水」の項でも、同様の見解が示され、「椒水という地名が文献に初めて登場するが（筆者注—『世宗実録』地理志のこと）、以前より椒水があり、椒子所という地名が存在したことを知ることができる」と解説されている（205頁）。
- 33) 1914年に朝鮮総督府臨時土地調査局が作成した5万分の1地形図「清安」には、椒井里のすぐ南に交子里の地名が括弧付きで書き込まれている（図7）。
- 34) 文化公報擔當官室『地名誌』（忠清北道、1987年）254頁。
- 35) 校子里の記述の直前には、同じく山外一面の地名として、仁本里・健城里・牛山里が確認できるが、これらの地名は1914年の地形図「清安」でも交子里と近接しているため、交子里と校子里が一致することは間違いない。なお金眞植氏は、校子里の直後に載る「霊泉寺」が椒水と関連する寺刹とみている（同『清原郡地名由来』、清原文化院、2008年、132頁）。
- 36) さらに補足を加えると、7世紀前半の書写とされる唐鈔本漢書楊雄伝〈国宝・京都国立博物館蔵〉で確認できる「椒」の旁はD村の残画と類似している（京都国立博物館編『国宝 漢書楊雄伝 第五十七』、勉誠社、2019年、10頁）。また、日本で書

かれた史料となれば、8世紀前半における長屋王家木簡のなかに「椒一升」と記載をもつ木簡があり、この「椒」もやはり異体字が用いられている（『平城宮発掘調査出土木簡概報（二十七）—長屋王家木簡四—』、奈良国立文化財研究所、1993年、5頁）。村落文書と同時期の唐や日本でも、「椒」の異体字が使用されていたことを確認できる。

- 37) 18行目の追記「六」は、紙を擦って抹殺しようとした痕跡が認められることに加え、もとの数に抹消を示す「〇」の記入をしていないため、誤って書き込んだものと判断できる。このことは、ほかの箇所の追記が示す人口の減少を計算することで裏付けられる。D村はもともと総人口が118人であったが、追記では106人に修正されており、12人の減少があった。ほかの箇所の追記によると、性別・年齢等級別の減少は、丁が2人、助子が1人、小子が2人、丁女が2人、助女子が1人、追女子が2人、小女子が2人、合計12人を数える。この数は、追記から分かる総人口の減少分と合致する。
- 38) 「孔烟」という表記については、明石一紀氏によって、朝鮮半島の暖房施設であるオンドルとの関係が指摘されている（「戸」と「烟」の関係について—六国史の用例を中心に—、同『編戸制と調庸制の基礎的考察—日・朝・中三国の比較研究—』所収、校倉書房、2011年、初出1993年、285～288頁）。
- 39) 立花大輔「新羅・古代日本における戸の編成—新羅村落文書の検討を通して—」（『古代文化』第69巻第1号、2017年）14頁。全徳在氏も同様の見解を示している（全注15前掲書、243頁）。
- 40) 旗田注19前掲論文、427頁。
- 41) 虎尾俊哉「新羅文書の「計烟」の算出法」（同『古代典籍文書論考』所収、吉川弘文館、1982年、初出1974年）。
- 42) 例えば安部井正氏は、人丁基準説のもと、男女の差異（2対1）を前提としつつ、仲上の基準値を $6/6=1$ として計算する。計烟数値は、①丁男と丁女の数で2対1に換算し、②孔烟を九等級に分け、③九等戸を基準に計烟数値に算出するという3度の換算を重ねて算出されたとする。「新羅村落文書に見える九等戸区分について」（『朝鮮学報』第133輯、1989年）11頁を参照。
- 43) 李成市注9前掲論文、112頁。
- 44) さらにD村は、他村と比較して3年前からの死亡者・転出者が多く、145人（3年前）→118人（作成年）→106人（追記）と人口減少が激しい（表4）。このように、D村が不安定な状況にあったことは、つとに指摘がある。金在弘「新羅統一期専制王権の強化と村落支配」（『新羅文化』第22輯、2003年）125頁。金琪燮「新羅村落文書に見える「村」の立地と開墾」（『歴

表4 各村の人口推移

村	3年前			作成年			追記		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
A村	67	82	149	66	81	147	64	78	142
B村	?	?	?	47	78	125	46	78	124
C村	35	32	67	40	32	72	37	32	69
D村	63	82	145	51	67	118	46	60	106

- 史と境界』第42集、2002年)53～54頁を参照。
- 45) 畚は水と田を合した朝鮮半島における国字である。朝鮮半島では田は畑で、畚は水田を指した(諸橋轍次『大漢和辞典(修訂版)』7巻、大修館書店、1985年、1052頁)。
- 46) 吉田孝「編戸制・班田制の構造的特質」(同『律令国家と古代の社会』所収、岩波書店、1983年)219～220頁。
- 47) 浜中昇「統一新羅の家族と村落」(同『朝鮮古代の経済と社会—村落・土地制度史研究—』所収、法政大学出版局、1986年)15～16頁。李喜寛「新羅村落帳籍の田畚項目の記載方式と性格」(同『統一新羅土地制度研究』所収、一潮閣、1999年)26頁。
- 48) 李宇泰氏は1歩を唐大尺6尺とし、A村の村周は10・305km、D村の村周は8・64kmと復元した(『新羅<村落文書>の村域についての一考察』、『金哲俊博士華甲紀念史学論叢』所収、知識産業社、1983年、144～148頁)。
- 49) 椒井里の入口にある観光施設「椒井行宮」の展示解説を参照。2024年3月13日と2025年2月23日に現地を訪問した。
- 50) 文化公報擔當官室注34前掲書、254頁。
- 51) 当該期、日帝が作成した地形図の性格については、小林茂『外邦図—帝国日本のアジア地図—』(中央公論新社、2011年)を参照。
- 52) キョジョ小溜池は1960年代の地形図には記載がなく、1970年代の地形図で初めて確認できる。なお、地形図は、韓国・国土地理情報院のHPで公開されているものを参照した(<https://www.ngii.go.kr/kor/main.do> 最終閲覧日:2025年5月12日)。
- 53) 旗田注19前掲論文、452頁。
- 54) 李喜寛「官謨田・畚の設置と経営」(注47前掲書)129頁。
- 55) 旗田注19前掲論文、452頁。
- 56) 文武王代(626～681年)に地方の監察を主たる業務とする外司正が派遣されるなど、当該期の新羅が服属地を含めた地方の把握・統治を重視していたことは、金壽泰「新羅文武王代の対服属民政政策—百濟遺民に対する官等授与を中心に—」(『新羅文化』第16輯、1999年)を参照。
- 57) 日本の場合、末端単位たる里は50戸を基準に設定されたので、土地を基準とする新羅の地方行政体制とは異なる。ただし、日本でも里は村落のまとまりを尊重しつつ編成されたと考えられ、里の内実は村を基盤としたものである(拙稿「日本古代の国郡行政と村落社会」、『ヒストリア』第301号、2023年)。日本も新羅も地域社会の基礎に村があり、村が地方行政体制に組み込まれていたことは共通する。今後は、8世紀に至るまでの両国の歴史展開の違い、および各々の国家体制の特質を見極め、それぞれの地域社会構造と地方行政体制を究明することが課題となる。
- 58) 『三国史記』巻35・雑志4・地理2・漢州「都西県、本高句麗道西県、景德王改_レ名。今道安県。」李丙燾『國訳 三国史記(斗溪李丙燾全集11)』(韓国學術情報、2012年)584頁を参照。
- 59) 金榮官氏も同様に比定している(注25前掲論文、237頁)。なお、『高麗史』巻56・志10・地理1には、清州牧の領県として「道安県、本高句麗道西県。新羅景德王、改_レ名都西_一、為_レ黒壤郡領県_一。高麗初、更_レ今名_一。顯宗九年、來属。」と記録されている。統一新羅時代に漢州黒壤郡に属した道安県は、顯宗9(1018)年に清州牧の所属となったことが分かる。
- 60) 黄仁鎬「新羅9州5小京都市構造研究」(『中央考古研究』第15号、2014年)。
- 61) 金榮官「古代清州地域の歴史的動向」(『白山学報』第82号、2008年)73～75頁。黄注60前掲論文、130頁。清州市『清州市誌1 清州の自然と人間の生活 自然・歴史』(忠北大学校中原文化研究所、2017年)223～227頁。ユン・ヨホン(윤여헌)「清州盆地内の原三国～統一新羅における地域拠点の形成と変遷過程の研究」(『中央考古研究』第39号、2022年)107～110頁。
- 62) 木村誠「新羅郡県制の確立過程と村主制」(同『古代朝鮮の国家と社会』所収、吉川弘文館、2004年、初出1976年)55～56頁。李宇泰「新羅の村と村主—三国時代を中心に—」(『韓国史論』7巻、1981年)111・117頁。
- 63) 橋本繁「中古新羅築城碑の研究」(『韓国朝鮮文化研究』12号、2013年)31～32頁。
- 64) C村には「前内視令」が栢子木の植樹をしたという記録がある。「内視令」については、武田幸男氏が内省の長官と解した(武田注16前掲論文、305頁)。氏の研究は、村落文書と内省の関連を最初に指摘したものとして韓国でも重視され、内視令とは内省の官吏であると理解するのが大勢である。一方で、「内視令」と内省の関連に疑問を呈する見方もある(李喜寛「新羅村落帳籍に見える村の性格」、注47前掲書、初出1994年、50頁)。「内視令」についても東アジア諸史料を踏まえ、また「前内視令」とあることに着目しつつ検討していく必要がある。
- 65) 例えば、李宇泰氏は1結を約1200坪と換算する(「新羅の量田制—結負制の成立と変遷過程を中心に—」、『国史館論叢』第37輯、1992年、48頁)。他方で、李泰鎮氏は1結を約1509坪と推定する(「韓国での結負法の伝統とその特徴—日本条里制下の町段法との比較—」、金田章裕ほか編『日本古代荘園図』所収、東京大学出版会、1996年、186頁)。
- 66) 金榮官注25前掲論文、251頁。

(Received May 23, 2025; accepted August 30, 2025)